中 村 満紀男

19世紀後半のアメリカ合衆国で設立された通学制聾学校の設立過程とその意義を、寄宿制学校の内部的問題およびアメリカ社会の発展と関連させて検討した。通学制学校の第一の源は下層聾児に対する教育機会の補充であり、第二は特定上層による口話法の導入であった。寄宿制学校は、現実的な立場から、対象を限定した大都市の補充的な通学制学校に賛成した。しかし 1880 年代以降、通学制と口話法を一体化した学校が小都市に拡大する段階では、通学制学校は、寄宿制に否定的な理念を装備する。通学制・家庭・公立学校・口話法は、親の願望を満たし、「正常」児との近似と社会適応を達成させ、州にとって倹約となる。この理念は、中産層以上の親の願望を充足し、下層には順応を要求する。通学制学校の理念が受容されるには、都市の改革的な実業家と専門職によって主張された、世紀末の社会混乱を抑制し、新秩序を形成しようとするプログレッシビズムのイデオロギー、同化論へ方向づけられることが必要だった。

キー・ワード:通学制聾学校 口話法 プログレッシビズム 公教育化 19世紀 アメリカ合衆国

I. 課題と研究方法

19世紀前半までに設立された障害児の学校はすべて寄宿制"であったが、1860年代末になると、一般の児童と同じように、自宅から毎日通学する新しい教育形態、いわゆる day school(通学制学校)が、聾児を対象として都市で生まれる。通学制学校の教育的役割は寄宿制よりも限定され、その言語指導法は、1880年代以降、手話法から口話法へ転換されていく。

本論文では、19世紀後半における通学制聾学校の登場とその意義をあらためて検討する。寄宿制聾学校(institution)²⁾ は、障害児学校のなかでは最古であり(アメリカ最初の聾学校は1817年創設)、教育の形式と内容が完成されていた。それゆえ第一に、通学制という新たな教育形態が提起された意義を問うには、妥当な対象である。第二に、通学制聾学校における口話法採用の過程と理由の検討は、聾教育における言語指導法の転換の意味を探るうえで興味ある課題となる。第三に、通学制聾学校の発生と、アメリカにおける経済的発展および社会的変動との関連を探るには適切な時期である。最後に、公立学校制度として開設された

通学制聾学校は、19世紀末に成立する公立学校内特殊学級(学校)と接続するがゆえに、両者の関連を探る必要がある。

ところで、通学制学校に関連してつぎのような歴史的研究がある³)。古く Best (1915) は、通学制と寄宿制の長短をたどり、寄宿制が必要な現実を示している。 荒川 (1970) は、通学制学校の設立が、方法の改善と入学年齢の早期化=長期化をもたらした意義を指摘する。加藤 (1974) は、通学制学校運動を「統合」における本格的段階として、教育要求、制度、政策の選別を明示している。上野 (1976) は通学制費学校に関連して、口話法の登場が、共通の交信手段の獲得による社会の一員としての解放という理念に基盤をもち、他方で、聾関連のさまざまな未解決の問題を手話法に帰結させたとする。

わけても安藤 (1982, 1985) は、本稿と同じ主題を公教育化の観点から検討しており、公立通学制聾学校の設立に、慈善的な寄宿制学校および手話法への批判と、人口急増都市における教育要求と聾児に対する公教育の保障および口話法の採用をすでに見いだしている。

これらの研究を総合すると、通学制学校の設立は、

Table 1 公的聾学校の寄宿制・通学制別学校数・生徒数 (出典: Report of the (U.S.) Commissioner of the Education)

年	度	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
寄宿制	学校数 生徒数	48校 7442人	48 7511								56 9890									55 10042			57 10740
~~	学校数 生徒数	13 370	13 410	13 410	12 418	15 454	17 571	20 615				41 749						60 1111		51 1194	53 1319		55 1607

寄宿制学校の問題と社会的変動との接点で生じた、公教育化をめざした聾教育改革運動であり、口話法はその鍵となったと要約できる。そこで本稿では、通学制学校の設立と口話法による定着について、言語指導法と教育形態におけるそれぞれの問題内容と源を実証的に明らかにし、社会的変動との力動的な関係のなかで両者の変容過程を再吟味しようとする。まず、通学制学校の開設に至る状況と当初の教育(対象・方法)とその変化、各都市の設立根拠の特徴を時期別に解明し、全体的に把握する。最後に通学制聾学校の教育的、社会的、歴史的な意義を、通学制、口話法、公立学校制度にわけて総合的に究明する。

II. 通学制聾学校の対象・方法と設立根拠

1. 通学制聾学校の概観と対象・指導法

最初に、19世紀末から20世紀初頭にいたる公的な 寄宿制・通学制の聾学校および生徒数の変化を示す (Table 1)。通学制学校生徒数の全生徒数に占める割 合は、19世紀末の5パーセントから20世紀はじめに は15パーセントに達し、他方で寄宿制学校の生徒数は 増加をみない。

つぎに、以下の観点から各都市における通学制聾学校の成立を整理し、全体像を把握する(Table 2)か。開設年と都市、法人化された年、財源、制度、当初の教育需要と教育対象、教育方法、教員、州立校がの有無とその開設年・所在地およびその距離、設立に至る事情等。Table 2 と補足資料でつぎの点が明らかとなる。

- ① 通学制聾学校の開設が計画された都市は、各地方の中核都市であり、州立校から遠距離にあった。遠距離は、州立校との往来にともなう出費と、子どもとの分離を嫌う親の心情から、就学と教育継続を妨げる条件となった。通学制学校の開設は、親の心情を満たし、潜在的な教育需要を覚醒させ、州立校よりも早期の教育開始を可能にした。
- ② 通学制学校は、理想的形態としてではなく、 教育機会の用意を主たる目的として、通学制を採用した。それゆえ開設運動は、第二州立校設立と関連する

形をとる例が多い。実際にピッツバーグ校は、数年後の 1876 年に州立校に転換する" (エバンスビル校の試みは失敗し,生徒数は急減する)。シカゴとミルウォーキーでは、州立校が敷地・給水事情で拡張困難な状況を利用して、第二州立校を意図した通学制学校が設立される。開設前に聾学校卒業生による教育が試行されたボストン等の例も、都市における聾教育需要を示すものである。

- ③ こうした就学機会の提供は、下層の聾児を主対象と考えた。公的な通学制聾学校の初例であるピッツバーグ校に就学した 20 人は、未教育児だった。開設前の調査で未教育が判明した約 60 人のうち、三分の一は孤児または片親で、大半は移民子弟だった。ボストンでは 5-20 歳の聾児が 50 人いたが、28 人は未教育だった。下層の聾児が教育機会に欠ける傾向は80、ほとんどの通学制聾学校にあてはまる。
- ④ したがって、いかなる指導方法を採用するかは二次的な問題であり、設立当初または 1870 年代までは一般にサイン法⁹⁾ である。しかし、上層市民の需要は通学制にとどまらず、指導法の革新、ドイツ口話法(純口話法)¹⁰⁾ も要求する。その場合、需要者には口話法の知識があった。ニューヨークとシカゴの学校の需要は、ユダヤ系ドイツ人から生まれ、採用された教員はウィーンのユダヤ人聾学校に勤務していた。ボルティモアとミルウォーキーでも、ドイツ口話法に通じていた教員がドイツ人の需要に応えたことに端を発していた教員がドイツ人の需要に応えたことに端を発していた教員がドイツ人の需要に応えたことに端を発していた教員がドイツ人の需要に応えたことに端を発している。したがって、通学制と口話法の結合は、元来、聾教育の知識をもっていた上層市民によって要求された。

通学制学校の言語指導法は、教員の供給源によっても特定できる。ピッツバーグ・セントルイス・エバンスビル・クリーブランドでは、寄宿系の卒業生が雇用され、あるいは開設運動をはじめた。その方法的基礎は、当然サイン法にあった。これに対して、私立の口話法学校(ニューヨーク・シカゴ・ボルティモア・ミルウォーキー)では専門家が招聘され、あるいは自身が創設した。ボストンのように、教員適性という観点

Table 2 各都市における通学制聾学校の開設(寄宿制を兼ねる口話法学校を含む)

都市および人口 州(就学義務化年)	通学制開設年 (法人化年)	州立校の所在地と開設年	財源・制度	対 象	言語指導の方法	教 員	
New York*942,292人 New York (1874)	'64から。'67/ 3/1('69/1/ 11)	New York市 1818	私 立 校 → 協 会(' 67/2)州費生入学	上層→貧しい児童へ ユダヤ系ドイツ人から 拡大	ドイツ口話法	ウィーンで口 話法の教師	特定上層が口話法の情報と 需要。寄宿制と通学制
Pittsburgh 86,076 Pennsylvania ①(1895)	'69/9	Philadelphia (496km)= 1821 Turtle Creek/'75 Wilkinsburgへ移転	市学務委は教室等 提供と教員給与負 担(2人)。州立聾 学校へ発展		サイン法	ア校卒業生と	教育機会の提供だけで、新 しい教育方法の提起なし。 聾児の日曜学校から発展
Boston 250, 526 Massachusetts (1852)	'69/6 実際の開設は 11/10	(Hartford172km) クラーク校'66/6(166km) (法人化'67)		未教育児28名。前年の 教育試行では9歳以下 20人が対象	口話法(未確定)		未教育児の存在。方法はク ラーク 校 と 連 動(人 的 要 素)。'88年、州交通費支給
Chicago 503, 305 Illinois (1883)	'74末設置 '75/1開設	Jacksonville(350km) 1846	市教委。一時期州 費あり。公立学校 制度		サイン法		従来にない設立上の総合的 根拠
Cincinnati①255,130 Ohio①(1877)	'75	Columbus(175km) 1829	市教委+州補助 (一時)	未教育児	サイン法		寄宿舎併設→通学制、生徒 数減少。州補助永続せず
Baltimore* 332,190 Maryland (1902)	`77	Frederick (74km) 1867	私立校→州費生受 け入れ('80)	上層市民の需要	ドイツ口話法	ドイツで専門 的素養	小規模。聴児との接触重視 元来はドイツ人向けの私立 校
St. Louis 350,522 Missouri (1905)	'78/12/2	Fulton (180km) 1851	公立学校制度へ	教育をうけた聾者によ る計画→有力者へ拡大	サイン法→併用法 ('91)	ガ ローデッ ト・カレッジ 卒	
Providence** 104,852 Rhode Island (1883)	'82/4/6可決	なし (Hartford119km)	州立学校制度 通学制	聾および半聾 無料、貧窮児に交通費	口話法		州立の通学制学校 1889年、寄宿制を併設
Scranton 45,850 Pennsylvania ②(1895)	'83/9/10	Philadelphia (196km) 1821	市+州(教育経費)	未教育児 上層の支援+聾者の要 請→州立校構想へ	サイン法で計画→ 口話法へ転換		通学制+寄宿舎。市管理委員会の担当。口話法へ転換しつつあったペンシルベニア校の助言
Milwaukee①② 115,578 La Crosse 25,000③ Wausau 12,000④ Wisconsin (1879)		Delavan(75km) 1852	私 立 校(WPI)+ 公立学校制度。'85	州立校、需要に応えられず。未教育児多数 4 ー20歳。 1909法で寄宿費支給	口話法		WPIとの食い違いで'84年 廃校。州全体に新制度導入。 州補助+市教委。小自治体 で設置可能。教員養成。新 しい思想。ドイツ系事業
Evansville 59,007 Indiana (1897)	'86	Indianapolis(270km) 1844	市教委援助 州立校転換に失敗		併用法		在籍生徒数大幅に減少、'89 年25人、'93年ごろ 8 人
Cincinnati@ Ohio@(1877)	'86/9	Columbus(175km) 1829	私立校→公立学校 制度('88/6)	親の強い関心=中層? 下層にも拡大	口話法 (純)	口話法確立期	当初10年間、市教委は口話 法を支持せず
Toledo 131,822 Ohio③(1877)	'90	Columbus(217km) 1829	市教委	親の願望で州立校から 6-21歳 (公立学校同 じ)	口話法?		聴児との交流は自由だが、 校時の違いで限られる
Cleveland* 381,768 Ohio④(1877)	'91/11/14	Columbus (225km) 1829	市教委は拒絶	未教育児	併用法	NY校出身 夫妻で開設	過去20年間で9回開設の試み(開設されてもしばしば休止)
Detroit 285,704 Michigan (1871)	'95	Flint(92km) 1854	市教委	3歳以上	口話法	聾学校で1年 の経験	

[#] 通学制聾学校が開設された都市と州立校(州費生委託校)所在地との距離 ・私立校 ・・州立校

人口は1870、1880、1900年各センサスの数字であり、開設年に近いセンサス結果を利用したが、一部例外がある。Report of the Commissioner, for 1875, 1880, 1901 (vol. 2) からの再録。出典はFay, E. A. (1893): Histories of the American School for the Deaf(3 vols)所収の各校史を主として用い、文献欄掲載の資料で補足した

から、優秀な一般教員を活用する例もあった。後者からアメリカ型の口話法が分肢される。

⑤ 私立校として出発した口話法の学校は、その段階が州・市立への転換の手段である場合(シンシナティ②・クリーブランド)だけでなく、経営上、州費生を受けいれる場合があった(ニューヨーク・ボルティモア・ミルウォーキー)。だがこの結果は、口話法に公共性をもたらし、1880年代になると、スクラントンやデトロイトのように、最初から市の制度として開設さ

れた学校でも口話法が採用される。こうして世紀末に は、通学制と口話法の結合が通学制**聾**学校の基本とな る。

- ⑥ 市教育委員会による関与があった都市は、ボストン以外はすべて中西部州の都市である。通学制聾学校として永続する地域は、20世紀はじめまでほとんど中西部に偏っていた。
- ⑦ 公立学校制度との関連は多様であるが、私的 な試みを経て、各都市の公立学校制度に発展するケー

スが多い。州立校への準備段階として通学制を用いる 例は別にして、経費の大部分を州に依存する市教育委 員会との共同事業(ボストン・スクラントン・ウィス コンシン)、市教育委員会の単独事業(シカゴ・シンシ ナティ・トリード)があり、後者からは財政的理由に よる中断と廃止が生ずる。

2. 通学制聾学校の開設根拠と反対論

つぎに、通学制聾学校が、新しい教育形態に与えた 開設と維持の根拠をとりあげる。この節では、設立根 拠・指導法・制度等の違いから、通学制学校の展開を、 シカゴ校開設前、同校開設期、ウィスコンシン・シス テム以後の三期にわけて、通学制推進論と寄宿制学校 側の反論を示す¹¹⁾。

(1) シカゴ校開設まで

この時期の通学制学校の設立意図は、ピッツバーグ校にみられるように、より早期の入学という点以外は、教育機会の提供による現実のニード充足が核心であり¹²⁾、これまで寄宿制を支えてきた教育的、社会的利点を代替する展望をもたなかった。ボストンでも、多数の未教育聾児の存在と早期入学の必要性は、市学務委員会の注目をえたものの、寄宿制学校が主張する従来の根拠が説得力を有した¹³⁾。

しかし、通学制学校に対する寄宿制学校側の関心は 敏感であった。寄宿制学校の有力指導者、ガローデット・カレッジの E. A.フェイ(Fay, Edward Allen 1843 -1923)が編集していた American Annals of the Deaf and Dumb (AAD)誌は、国内二都市の通学制学校の開設をいちはやく紹介し¹⁴⁾、開設の翌 1870 年の第 7 回アメリカ聾学校教員会議(The Convention of American Instructors of the Deaf and Dumb, CAID)では、フェイが通学制聾学校について発表し、ピッツバーグ校の創設者、聖職者 J. G.ブラウン(Brown, John G.)を招いて討議を行っている¹⁵⁾。寄宿制学校側は¹⁶⁾、新しい教育形態を現実的に評価しているのに対し、通学制学校には斬新な論拠がみられない。

E. A.フェイは、大都市における通学制学校の可能性にも、理念としての家庭の影響力と効用にも首肯する。だが、大都市における現実の家庭と生活環境、親による言語指導の困難、遅刻と欠席の多さ、職業教育上の問題からみて、身体的、道徳的、知的な教育すべてにおいて、寄宿制学校の方がすぐれており、大都市の良家庭の聾児だけが、通学制学校に適格であると結論する¹⁷⁾。通学制=倹約論については、倹約を第一義から除くとともに、教育期間ではなく、生涯で計るべきとする¹⁸⁾。

E. A.フェイの評価は、寄宿制学校校長の集約的意見だった。だが彼らが、通学制聾学校に対して、部分的にせよ肯定的評価を与えていた理由はなにか。第一には、寄宿制学校は、言語指導法に自信をもっていたからである。それは、当時のハートフォードの校長が発音法否定の理由¹⁹⁾としてあげた、効率と結果への疑問、少ない適用対象、多数の教員が必要で経費増、他のコミュニケーション学習の必要性、宗教指導上の問題から理解できる。

アメリカ聾学校内部では、創始以来山積してきた問題に対する改革意識が、ようやく校長の間に高まりつつあった。この時期に出現した通学制学校の理念には、彼らの認識と一致する内容が含まれていたことが第二の理由である。ニューヨーク聾学校の理事で聾者の伝道に尽くした T.ガローデット(Gallaudet, Thomas 1822-1902)は、州立校の改善すべき問題点を指摘し、パーマー(Palmer, J. J.)ペンシルベニア校理事も同意する²⁰⁾。

E. A.フェイが寄宿制反対論に示した理解、長期分離 一家族との切断を聾者第二の不幸とするマッキンタイア校長(インディアナ校)の見解も、従来の聾教育に重大な欠陥を認めた寄宿制学校側の認識を反映したものである。寄宿制聾学校における多数の生徒と、家族的観念および個別性の尊重は両立しがたく、社会自立の支障にもなると考えられたからである²¹⁾。通学制学校と寄宿制学校との接続関係および役割分担が、このCAIDで話題にのぽったのは²²⁾、このような背景があったからである。

学校の財源については、ピッツバーグとボストンの 通学制学校は、いずれも当面は市教育委員会による援助をうけつつ、近々に主たる負担を州に求めるつもりであったと考えられ、その見通しがあってこそ、市教育委員会の援助対象となりえたと解釈できる。ボストンのように、市の単独負担による教育関連事業の先行例もあった(Deer 島の非行児施設・夜間学校の開設)。開設初期では、市と慈善的財源によっていたが、まもなく主な経費財源は州が、一部を市教育委員会が分担することになる。

さて、通学制聾学校が公立学校制度の一部に包含され、市が財源の一部を負担すると、教育課程や教員採用等の基準では、公立学校と同等(以上)が要件とされるようになる。

(2) シカゴ校開設後

シカゴ校の構想は、E.A.フェイに「今までになく十分で強力な根拠」であると評価させる総合的な内容で

あった。その論拠は、1874 年 11 月 11 日、Deaf-Mute Society より市教育委員会委員長に提出された開設要望書に示されている 23)。それはつぎの四点に要約できる。

- ① 経費上の問題 州立校は倹約にならず、往来費は 親には支出困難である。
- ② 教育責任にかかわる問題 州立校では親の望む宗 教教育ができない。州立校に入学しないと聾児だけ が無教育を強要されるのは正義に反する²⁴。
- ③ 家庭生活と教育後の社会生活 州立校では家庭と 親に対する情愛が減退し、家庭的特徴に乏しく、楽 しみや仕事を含めた社会適応が困難となる。特殊な 集団が形成される。
- ④ 教育上の問題 州立校は10歳にならないと入学できない。家庭ではそれまでのケアが困難で、就学が阻害される。他市に通学制学校の先例がある。職業教育の範囲が狭い。

たしかにシカゴ校の構想は、それ以前の通学制学校 案に比べ斬新な視点があり、包括的で長期的な見通し がある。だが、寄宿制学校側の態度には変化がみられ なかった。フェイは、シカゴ校のエメリィ(Emery, P. A.) 校長の通学制擁護論に対する反論で、前述の見解 を再確認する²⁵⁾。通学制は、先発校に加えセントルイス でも既成の事実となっていたが、旧体制側は、聾教育 の寄宿制学校中心、通学制の大都市および半啞児限定 を強調しつづける。

この時期の制度・財源案ともに、構想および開設初期では以前の通学制学校とは変っていない。しかし、シカゴ校のように州の補助が打ち切られると、財源は市の拠出金だけになり、聾学校の継続および公立学校との同等の教育条件は財力次第²⁶)となる。

ここで、通学制聾学校に対する第三者的評価として、連邦教育コミッショナーによる 1881 年の評価を示しておく。通学制の利点としては、州の倹約、早期教育と教育期を家庭で過ごせる点を、教育のねらいとしては、生存競争で聴児とより同等な場を確保できることをあげている。他方で、通学制の問題とされてきた欠席率は高くないとの具体例を示している²⁷⁾。総じて肯定的限定論に立つとみてよい。

(3) ウィスコンシン・システム

ウィスコンシン・システムは、当初から口話法と通 学制が結合された最初の計画である。この結合は、教 育機会の補充にとどまらず、サイン法=寄宿制聾学校 自体を否定することになる。1885年法によるウィスコ ンシン・システムは、州教育制度および各自治体の公

- 立学校制度として、州全体に展開する通学制聾学校であるが、その特徴はつぎの点にある。
- ① 人口の少ない小規模の自治体(連合)でも、開設・ 維持が可能である(Table 2 のウィスコンシンの欄 を参照)。
- ② 経費負担の方式は、州による大部分負担と開設自 治体の一部負担という従来の通学制学校の方式と類 似している。
- ③ 制度上は州教育当局が関与するが(設置・教員任用の承認等)、各自治体が運営する。言語指導法の選択は州法で規定せず、自治体と親に委ねられ、口話法が採用される。
- ④ 教員養成にも早くから取り組む。
- ⑤ 上層のドイツ系移民が事業を方向づけた。
- ⑥ 開設の根拠では、口話法と通学制を一体化した理 念が確立された。

ウィスコンシン・システムは、アメリカにおける口話法の導入と通学制学校開設運動を集大成したものであり、他州の範となる 28 。

ウィスコンシンの口話法の源は、ニューヨーク、シカゴ、ボルティモアにおける特定移民集団=上層による口話法需要と同じように、故国における聾教育の知識に通じたミルウォーキー在住のドイツ人移民にある。彼らは、ドイツ口話法普及団体(The Wisconsin Phonological Institute, WPI)²⁹⁾ を結成し、同法のモデル学校³⁰⁾ を経営するとともに、新しい純口話法の定着と発展には教員養成が不可欠と考えて、WPI内に一年課程の養成部門を開設する。

WPIでは、州立校が教育需要に応えられない状況を利用して、口話法普及とモデル校の安定経営のために、未教育児に対する早期からの教育機会の用意と、口話法学校の公立学校制度への発展を同時に実現する。また、口話法の採用および聾児の発達を促進するための重要な条件として、家庭・家族をめぐる総合的な議論を展開する。

ウィスコンシンの開設思想は、立法運動のなかで成長した。1882年の最初のミルウォーキー公立通学制**掌**学校創設案は失敗するが、従来の**聾教**育施策を州が拡充する必要性は、各方面で痛感されていた³¹⁾。この前後で主張されているのは、口話法と通学制(家庭と家族の価値の強調)、市教育委員会の義務的関与であった。1883年には開設地を全自治体に修正した法案が提出され、下院で通過するが上院では時間切れで再度失敗する。

1883 年 10 月に、ミルウォーキーに WPI の学校が開

設されるのに先だって、学校趣意書「啞児は話す」が 配布される。眼目自体は純口話法と通学制の主張であ るが、従来みられなかった観点から論拠が与えられる。 それは、聴者との平等を実現する唯一の方法として口 話法を位置づけている点である。また、口話法と通学 制の一体性が、言語指導、聾者の発達と幸福²²⁾、聴者と の自由な交流、聾者同士の交流がうむ害悪からの保護、 公立学校制度へ位置づけられて、総合的な議論となっ ている。

この段階の開設論は、従来の社会的利益だけの立場ではなく、聾児とその家族の利益を重視した立場からはじめて提起されるが、平等な社会の一員としての育成、スティグマからの解放³³⁾ の願意がみられる。

1884-85 年会期には、州の関与と、州立校との制度 的整合を含んだ再修正案が提案され、1885 年 3 月 31 日に可決される。この結果に大きな影響力をもたらし たのは A. G.ベル (Bell, Alexander Graham 1847 -1922)である。では、彼の所論には新味があるのだろ うか。

1884 年、州都マディソンで開催されたアメリカ教育協会(The National Education Association, NEA)の年会で、ベルは口話法による通学制聾学校の開設の妥当性を主張する。電話の発明者として有名になっていた彼は、1885 年 2 月に州議会両院の教育委員会から証言を求められ、詳細な公開状を配布する。口話法の通学制学校は、まさに教育的、家庭的、社会的、経済的利益が見込まれる方式(WPI のスペンサー理事長)とされたが、ベル独自の要素はとくにみられず、聴児との共学や一般社会での生活による、教育上および社会適応上の利益、家庭との協力を包括的に強調している点34) に特色がある。

ところでこの時期では、法案の可決を支援する環境が整っていた。第一は、ウェイ(Way, Daisy M.)35)というアイオワ出身の半啞の女性の存在で、高等教育を優等で修了し、社会自立に成功しており、口話法の可能性と成果を示す実物教育となった。第二は、口話法をめぐる賛意形成である。内外の聾教育専門家の多数意見として、聾学校への口話法の導入が支持されつつあっただけでなく36)、聾関連の専門家からも賛成をえるようになる37)。さらに20世紀はじめには、通学制学校には新たに教育の専門職が与するが、この点については次章で考察する。

この段階にいたって、寄宿制学校側は敵対的となる。 通学制学校の開設に援助しなかったばかりか³⁸⁾、ウィ スコンシン的な通学制学校の開設には反対運動を行っ たとされる39)。

ウィスコンシン・システム発足後における寄宿制学校の対応は二つに分かれる。第一は、寄宿制こそ聾児の最良の教育機関であるとする従来からの立場である。彼らが主張する通学制学校の問題点はほとんど変わらない⁴⁰⁾。それゆえ両者の相違は、言語指導法の基底にある教育観の違いから生じていることが理解できる。要すれば、いかなる行動の育成をめざすかの違いである。通学制学校では、一般社会への適応を重視した。他方寄宿制学校では、一部の聾児に口話法の適用事例を見いだすものの、観念の習得とその理解、思考の促進、その意味での知的教育と宗教教育がより重視され、身体的、知的、道徳的に総合された、一貫した24時間教育をその利点⁴¹⁾とした。

第二の立場は、寄宿制学校を最良の教育機関としつつも、通学制学校との協力的な機能分担の促進である。通学制学校による早期入学の促進は、未教育児および就学の遅れを減ずる。他方で、聾児が年長になり、高度の教育や職業訓練をうける状態になれば、州立校への入学を奨励する。最下層の聾児は、州立校で道徳的、宗教的訓練をうけ、家庭についても理解42)させる。通学制学校論者にも機能分担論者は少なくなかったが、州立校の役割を貧窮家庭の聾児と孤児、高等教育と職業教育に限定する通学制中心論43)であった。

III. 通学制聾学校設立の意義

口話法による通学制聾学校の成立は、寄宿制による 聾教育が確立し、アメリカ社会の発展と矛盾が明白に なった時期の現象である。本章では、口話法による通 学制聾学校の発生と増加の歴史的、社会的、教育的な 意義を究明する。

1. 通学制聾学校と新しい就学機会・家庭

通学制**聾**学校の源のうち、通学制は就学機会の増加に、口話法は特定上層のニーズに求めることができる。この両者が、シカゴ校では萌芽的に、ウィスコンシン・システムでは緊密に連結され、思想的な高まりをみせる。

聾教育の効用が理解され、学校側が努力をしてみても、寄宿制学校への就学者は、教育期聾児の半数に満たなかった⁴⁴⁾。寄宿制聾学校の量的な補充策は客観的に必要となっていたのである⁴⁵⁾。

就学率低迷の理由は、親の問題に帰されてきた⁴⁶⁾。だが通学制学校が開設されると、州立校から転校させる親がいたり(トリード校)、州立校へは拒否する親が、通学制には進んで入学させたのである。この事実は、

寄宿制学校への不就学が、親の無知や無関心によると は必ずしもいえないことを示唆し、同時に、通学制に は、親の教育需要を充足し、覚醒させる要素があるこ とも明らかにした。市外からの通学生の存在も、通学 制に対する需要を示す。

聾児の親のこのような選択に対して、ボストン校のフラー(Fuller, Sarah 1836-1916)校長は、自分の責任で手元で育てたいとの親の願望を肯定する⁴n。通学制学校は、現実的対応としてであれ、積極的であれ、親の願望の承認を前提にして成立したといえる。

通学制と寄宿制の聾学校では、親の願望について見解が異なっていた。寄宿制では親の機能を代行するから、問題自体が成立しなかった。これに対して、とりわけシカゴ校では、親の願望を選択的養育権へと高め、スティグマへの対処という観点を備えていた(この点でもウィスコンシン・システムと連続する)。

より重要なのは、通学制の選択が、親による宗教教育の確保にあるとみられる点である。寄宿制学校は非宗派を旨としたものの、会衆派と長老派の影響が強かったとされる⁴⁸⁾。子に対する宗教教育を親権と考えていた親にとって⁴⁹⁾、自ら宗教教育が行える通学制は、最適な形態であったにちがいない。

家庭機能論でも、両者には大きな隔たりがあった。 オハイオ校のフェイ校長らは、この機能を、環境の劣 る聾児の家庭にではなく、聾学校の家族生活における 教職員の人格に求め⁵⁰⁾、教育後の厳しい生活に対する 自覚を、聾学校家族のなかでえさせようとした⁵¹⁾。

これに対して通学制学校では、生活経験的な機能を期待する。フラーによれば、家庭生活は、聾児にとっては精神的、道徳的成長を育むだけでなく、人格形成、相互依存、生活の責任と義務を学びとる場となる。これにくわえて、近隣との社会的、宗教的交流が家庭教育の一部として考えられているが、自然に社会適応の準備となるこのような学習や、小社会である家庭への愛こそ、知的学習以上に学ばせるべきであるとの信奉があった⁵²⁾。

家庭における諸経験の社会適応への方向づけは、他の口話法通学制学校の推進者によって支持される。聲者が、家族の一員として幼少期から苦楽をともにすることは、一般社会の良市民たる資格をえるうえで必要53)であった。

このような家庭機能論が支持されたのは、当時の処 遇の潮流に合致していたからである。要保護児童の専 門家は、家庭ケアに代えられつつあった従来の施設ケ アを、一時的、例外的に限って認めるべきであるとい う共通理解に達しており、大都市の聾児と盲児は、家庭で養育し、公立学校で教育すべきと考えた⁵⁴。

他方、聾児の社会適応と家庭機能は、教育を通して社会統合を図る改革諸集団、プログレッシブ (the progressives)によって方向づけられる。自制力をもった善良市民・民衆への育成、一般の人と同じように考え、感じ、ともに行動し、同じ社会習慣を習得する(マサチューセッツ州教育委員会のセクレタリ)、協力の精神をもった調和的で有用な社会の一員への育成 (ウィスコンシンの州立機関会計検査官)550。通学制学校側もこれに呼応し、教育の完全さの程度を「正常」(normal)児に近づく程度と同義とし560、実現例を称揚する570。こうして通学制の役割は、周囲の人との最大の近似へと聾児を導くこととなる。

家庭機能に欠けていた下層に対する備えも、通学制学校は怠らなかった。これこそ、通学制学校が想定した役割拡大=家庭援助であった。この役割は、寄宿制学校による家庭(家族)の代理機能ではなく、学校と教師が家庭機能の回復と教育への関心の覚醒に援助し、聾児の教育や将来について学校と家庭が密接に協力しあうというプログレッシブ⁵⁸⁾の新構想に基づく。

2. 口話法による通学制聾学校と「正常」化

口話法は通学制学校の第二の源であるが、ここで上層の需要内容と、口話法と通学制の連結の意味を分明したい。口話法に対するアメリカ最初の需要は、言語習得後に失聴し、残存聴力のある聾児をもつ上層から生じた。アメリカ最初の口話法聾学校⁵⁹⁾、クラーク校創設の中心人物ハバード⁶⁰⁾(Hubbard, Gardiner Greene 1822-1897)をはじめ、いずれの聾児もこの条件を満たす。彼らの支持者は中層以上のボストニアンだった。ニューヨーク校ではユダヤ系ドイツ人が需要者、ボルティモア校は実業家が支持者、ミルウォーキー校では主要な支持者と親は実業関係者⁶¹⁾であった。

この意味をまず親について吟味してみる。豊かな経済力と上層の人脈は、失聴後もスピーチを保存させたいという親としての願望を支えつつ、希少の情報だった口話法を捜しあてる。実業家の場合はどうだろうか。これは、口話法によって何を聾児に育成しようとしたかをみればよい(通学制は、目標を効果的に達成する手段となる)。それは、一般の人々と同一の行動様式の獲得であった。それゆえ、口話法という一般社会と同一の形式でコミュニケートすることが奨励され⁶²⁾、聾者独特の仕草と動作は不快なものとして否定⁶³⁾ される。さらに、通学制学校における実際的な教育⁶⁴⁾ の重視も、実業家が支持する一要素であっただろう。

ここで、「正常」(normal) 児との近似的行動様式が 聾児に求められた意味を解明しなければならない。口 話法による通学制学校の需要者は、口話法と通学制の 結合を推進したニューヨーク・ボルティモア・ミル ウォーキーのドイツ系・ユダヤ系移民であったが、彼 らは、文化的、宗教的出自は維持しつつ、自らいちは やく同化⁶⁵⁾ することによってそのモデルとなり、アメ リカ社会で上昇することに成功した人々であった。「正 常」化理論を整備したのは大都市の専門職であり、で らは、口話法の通学制学校理念をプログレッシビズム 的類概念に高めたのである⁶⁶⁾。需要者と理論担当者は、 理念の達成を目的とする共有者であり、それが可能な 諸条件をもつ受益者であった。

他方で、通学制学校理念における「正常」化、社会の混乱を抑える家庭機能の装備と回復、それに対する学校と教師の援助的役割は、労働層・下層の聾児には社会適応の手段となった。しかしこの理念は、アメリカの社会的、経済的発展を支えるイデオロギーの具現であったにすぎない。当時の未曾有の社会混乱は、伝統的価値と秩序の崩壊を予感させた。19世紀末にはその起因は、異質な言語・文化・風習をもちこみ、旧来の伝統からの逸脱と混乱をもたらした新移民と考えられた。彼らを標的にしたワスプ(WASP)的対処法がアメリカ化=同化策(Americanization, assimilation)であり、新移民の背後に潜在した反ないし非社会集団の社会的統合を図ったのである。

聾児に対する「正常」化もこの秩序的成層の一部であったというだけでなく、すでに 19世紀末以前には先取されていたのである。こうして、口話法の理念は時代に、通学制はそれにくわえて大都市に受けいれられる⁶⁷⁾。それゆえ、口話法による通学制聾学校は、寄宿制の単なる代替ではなく、19世紀第4四半期アメリカの歴史的、社会的産物⁶⁸⁾ だったのである。

口話法の通学制学校は、従来の寄宿制教育に対する 質的な改革一効率化を提起する側面があったとも考え る。従来の入学年齢では教育適期を逃し、教育効率を 悪化させた。また、州立校最大の根拠のうち職業教育 では、州立校は、急速な産業構造の変化と市場価値に 対応できておらず、別の根拠である倹約論でも劣り、 「将来、効率で寄宿制が劣ると、納税者は通学制を選 択する」と予測されたのである⁶⁹⁾。このような脈絡で 19世紀末の倹約論⁷⁰⁾を理解しなければならない。

口話法は、言語指導法上よりもその理念上で勝利を 収めつつあったが、言語指導法としては口話法はどの ように展開したのだろうか。寄宿制学校側は、対象と 効用の範囲を極限しており、通学制支持者も口話法の 適用対象を半啞・半聾中心と考えていた⁷¹⁾。しかし、先 天聾児に対する口話法の成功と同法の公認は、適用範 囲の安易な拡大をうみ、データが不十分なまま指導法 は転換される。多元的方法は採用されず、口話法と併 用法だけが正法となる時代が到来する⁷²⁾。他方、通学制 学校における精神薄弱の聾児の排除⁷³⁾ がつづく。

3. 学制聾学校と公立学校(制度)

まず、通学制学校が公立学校制度に拠り所を求めた 理由から検討する。ボストン校のみが、就学義務の法 定以後に開設されており、その他の通学制学校は、法 定以前に提起された(Table 2 参照)。しかし、通学制 学校の成立期では、就学の任意制と教育の質に問題は あったにせよ、児童が一般に教育をうける社会的慣習 と学校の公共性は定着しつつあったといえる74。

開設運動は、まもなく一般児童との同等性を、教育機会のそれではなく、形式ないし内容における同等性へと矛先を変えていく。それゆえ通学制は、選択された教育の場であり、寄宿制学校に付着したスティグマと慈善性の克服も目標の一つだった。こうして、彼らの要求すべき相手は、寄宿制=スティグマ=州立校の設置責任者である州当局ではなく、市教育委員会ということにならざるをえない。

さて通学制聾学校は、公立学校制度に含まれること でさまざまな成果をえる。第一に、公立学校と同等の 公共性をえることで、19世紀的慈善性から脱却し、文 字どおり公教育化する。第二に事業内容の充実があげ られる。たとえば教員任用にさいし、公立学校教員資 格が基礎資格として要求されるのは、従来の各種寄宿 制機関と対照的であった75)。第三に、障害児の第一次教 育責任は、従来のように州(だけ)ではなく、各コミュ ニティがもつことになる76)。したがって、個別的な教育 の用意は、公立学校における指導困難の発見と対応を 支える社会資源の有無となる。第四に、障害児の家庭 は、重要な正常な養育環境として認められる。また情 緒的、社会的な困難におかれていた親の地位向上と教 育への発言がみられた770。第五に早期教育の必要性と 可能性が認められた。第六に、学校と児童の関係が逆 転し、学校が児童の個別性に適合すべきとされた。

聾児と「正常」児との統合的関係は、通学制学校では課題となっただろうか。学校形態をみると、大都市ほど独立校形態(センター方式)のため校内での接触はなく、公立学校内の棟で学習する場合でも固定学級形式であり、聴児との接触は、登下校・休憩・放課後や家庭・近隣に限られることになる78)(校時は一般学級

と必ずしも一致しなかった)。また、学校による組織的で継時的な交流計画はみられない⁷⁹⁾。聴児との共学は、口話法によるコミュニケーション手段が獲得されるハイ・スクール以降行われた⁸⁰⁾。「正常」児の行動様式は目標であって、その育成法は、口話法形成期における聴児との交流よりも、家庭=学校で大人による指導過程に求められたと考えられる。

IV. 結語

世紀転換期の寄宿制学校および生徒数の変化をみると、意外にも減少せず(Table 1)、寄宿制学校に多数の聾児が入学している。他方、口話法教員の専門性の欠如と統一基準の必要性が指摘⁸¹⁾ されている。このことは、公立学校制度としての通学制学校理念が、20世紀初頭には十分に現実化しなかったことを意味する⁸²⁾。その理由は、自由放任的な資本主義の発展の下、生活の困窮化を強いられた労働層の家庭において、倹約手段として寄宿制への入学が選択されたためであろう。しかし、通学制学校で実際に展開された教育の実態および理念の実証的な追求は、今後検討されるべき主たる問題であるが、同化策、理想像、学校=社会センター論や学校・教員の家庭回復機能論の展開が問われなければならない。

第二に、通学制聾学校の開設と理念が、19世紀から あった特殊学校と、19世紀末以降に各都市で多数設置 される特殊学級(学校)にどのように適用され、展開 したのかを明らかにすることで、理念の意義がより明 確に把握される。例示してみる。聾における開設過程 および意義とほぼ同様の軌跡をたどったのは、19世紀 的寄宿制学校の同類であった盲の場合であろう。また、 スティグマ論と分離による異質な人格形成論もそのま ま適用される。盲の通学制学校は、聾と同様に寄宿制 学校の選択的代替だった83)のである。他方で、19世紀 末以降、就学義務化一公立学校の効率化にともなって、 公立学校制度として、各種の特殊学級が設置されるが、 家庭機能および学校=社会センター論84)が聾と同じ ように主張され、学校の役割はますます拡大される85)。 だが、第三の19世紀的寄宿制機関であった精神薄弱学 校(施設)や、20世紀初頭における通学制の特殊学級 (学校)では、種別によって異なる開設過程と意義が あったのか否か86)、これらは、個々の実体を明らかに し、総合化すべく検討される今後の課題となる。

付 記

本研究は、昭和63年度・平成元年度文部省科学研究

費補助金を受けた。資料収集では、Gallaudet University Library および同館の Susan Blevins 氏の助力を得たことに感謝する。

文献および註

- 1) 寄宿制は,19世紀の慈善・矯正機関で,教育・訓練 上効果的な方法として採用された. 聾学校にお ける通学生の存在は例外的,一時的である.
- institution には, 24 時間教育や広範囲の教育による, 積極性と肯定性が込められている.
- 3) Best, H. (1914): The Deaf. T. Y. Crowell, 187 -201. 荒川 勇 (1970): 欧米聾教育通史, 峯文閣. 405-413. 加藤康昭(1974): 障害児教育における「統合」の歴史的展開. ろう教育科学, 16 (2), 61-70. 上野益雄(1976): アメリカ聾教育における口話法の成立過程について. 東京教育大学教育学部紀要, 22, 117-128. 安藤房治(1982): アメリカにおける通学制公立聾学校の設立について. 弘前大学教育学部紀要, 48, 25-31. 安藤房治 (1985): アメリカ公教育と障害児教育. 津曲裕次編: 障害者教育史, 川島書店. 60-61. Lane, H. (1984): When the Mind Hears: A History of the Deaf. Random House, 362-368.
- 4) Table 2 は、公立学校制度外の私立校 2 校も含む.
 ニューヨーク市の The Institution for the Improved Instruction of Deaf-Mutes は、ウィーンのユダヤ人聾学校の教師 Bernard Engelsmann により 1864年に開設される. 校長は、1869年に A. F. Rising に、1873年に同じウィーンの聾学校の教員だった David Greeneberger [Greene] に代わる. ボルティモアは、ドイツ口話法の知識があった F. Knapp (Knapp、Frederick?-1893) が創始し、クナップ家が運営した F. Knapp's Institute for the Deafである. Fay、E. A. (1893): ibid.、vol. 2、3の両校の歴史を参照. Gallaudet、E. M. (1886): History of the Education of the Deaf in the United States. AAD、31、144-145.
- 5) 州補助を主財源とする法人立校, 他州への州費生 委託校を含む.
- 6) 代表的な寄宿制学校であるニューヨーク校の入学 年齢は14歳弱だった. 荒川 (1970):前掲書, 369.
- 7) 州立 West Pennsylvania 校となり, 通学制はまもなく廃止される.

- 8) インディアナ州立校 (1844 年創設) では, 1870 年 ごろ, 学校近辺に約 100 人の聾児がいたが, 17 人が入学して継続的出席者は 3 人にすぎなかっ た. 教育適齢聾児の半数から四分の一が就学し ていないと校長は推測していた. Proceedings of CAID, 7 (1870), 124, 139-144.
- 9) シカゴ校が開設時にはサイン法であったのは, 1875 年報の記載, 1874 年の Deaf-Mute Society による演示, Society の要望項目に口話法はな いことによる. 開設運動の目標は, 通学制の第 二州立校の設置であった (Chicago City Board of Education, Annual Report (AR) (1875), 20. The Editor (1875): Arguments for a Day-School, AAD, 20 (1), 34-36, 47-48) . ボストン 校だけが開校時から口話法を採用したが(私立 校2校を除く),実験的なものであり問題があ ればサイン法で補足するはずであった (Boston City of School Committee, AR (1870), 230. The Editor (1870): The Pittsburgh and Boston Schools for the Deaf and Dumb. AAD, 15, 169 Fuller, S. (1893): The Horace Mann School, 24. In Fay, E. A.: Histories of American School for the Deaf 1817-1893. vol. 2) . したがって, 通学制=口話法という安藤の 主張には同意できない. 安藤房治 (1982):前掲 書, 28-29. 1883 年開設のスクラントン校とミル ウォーキー校以降口話法が多くなり (Table 2), 1898-99 年度には, 29 校中口話法 21, 併用法 7, 手話法 1 だった (AAD, 44 [1899], 61).
- 10) ドイツ口話法は、本国における教員経験者によりアメリカに導入される。アメリカ口話法をはじめたクラーク校のロジャーズ (Rogers, Harriet Burbank 1834-1919) とボストン校のフラー (後出) は、聾教育未経験者でドイツ法を参考に独自の工夫をする。Greeneberger、D. (1876): Articulation, AAD, 21 (3), 188.
- 11) シカゴ校開設までの両者の主張については、荒川 (1970):前掲書、407-413参照。
- 12) ブラウンの開設意図は,未教育聾児に対する緊急 の教育的救済にとどまる. CAID, 7 (1870), 123.
- 13) Boston City of School Committee, AR (1865), 50 -51.
- 14) The Editor (1870): ibid., AAD, 15, 165-170.
- 15) CAID, 7 (1870). 114-132.
- 16) ドイツ口話法・通学制に関する否定的評価はつぎ

- を参照. American Asylum, AR (1845), 82-89.
- 17) E. A.フェイは、寄宿制学校関係者と同様、中層以上の家庭に関しても、溺愛等の問題が生じやすいと考えた. 下層家庭の親の意思や感情、養育環境に対する否定的評価と、問題に対する自らの関与と改善の発想の欠如も共通している(適切な教員の不在も懸念される). 聾学校生徒の80-90パーセントは親が外国人であるという現実を、寄宿制学校は認識していたといえよう(ADD、65 [1920]、377).
- 18) イリノイ州立校のジレット校長 (Gillete, Philip G.) も同じ見解をとる. CAID, 7 (1870). 128.
- 19) Wheeler, F. R. (1920): Growth of American Schools for the Deaf, 372.
- 20) 親に貧困証明を要求せずに無料教育をすること, 就学機会の拡大と教育の効率化であった. T.ガ ローデットは, 通学制学校には消極的な賛成論 者であった. CAID, 7 (1870), 131.
- 21) さらにマッキンタイアは, 生徒の被保護者化, 学校の永久的なホーム化と親の役割という現状を 反省している. CAID, 7 (1870), 124-125.
- 22) ブラウンは、州立校移管案のほか、州立校管理による州立校入学前の初等学校とする案を示している.マッキンタイアと T.ガローデットは、第二案に賛成する. CAID, 7 (1870), 121, 126, 131.
- 23) The Editor (1875): ibid., AAD, 20 (1), 34-36.
- 24) ピッツバーグ案でもコミュニティの義務が主張されるが、シカゴ校のような具体性に欠ける.
- 25) Fay, E. A. (1882): Day Schools Compared with Institutions. AAD, 27 (3), 182-187. オハイオ校のG. O.フェイ校長(Fay, G. O.) による論文も, T.ガローデットらの寄宿制学校改善論を再確認したものである. Fay, G. O. (1887): Our Institutions as Temporary Homes for the Deaf. CAID, 11, 224-227.
- 26) ウィスコンシン・システムでも, 小コミュニティの財源難による廃校が多い (20 世紀はじめまでの開設 27 校のうち 8 校. 2 校はその後再開). Winnie, A. J. (1912): History and Handbook of Day Schools for the Deaf and Blind. 32-73.
- 27) Report of the (U. S.) Commissioner of Education (1881). cexi-cexii.
- 28) ミシガン州では, 1899年に類似の通学制学校法が できた (Wesselius, S. (1901): The Law and the Day School for the Deaf. Proceedings and

- Addresses of National Education Association (NEA), 40, 870-871). イリノイ・オハイオ州にも拡大した.
- 29) 1878 年 6 月に少数のドイツ人によって,口話法の普及と貧窮聾児の教育を目的とする団体が結成され,翌 1879 年 1 月 20 日に WPI として法人化が承認される.モデル校の設置と宣伝活動が行われる. 1878 年 11 月 15 日には,ドイツ系婦人の協力団体, Ladies' Aid Society が結成され,事業の定着に貢献した. Spencer, R. C. (1893): The Wisconsin System of Public Day-Schools. In Fay, E. A. (1893): ibid., vol. 3. Spencer, R. C. (1895): Work of the Wisconsin Phonological Institute and the Wisconsin Public Day-Schools for the Deaf. CAID, 14, 128-139.
- 30) WPI の最初のモデル校は、発音の教師、シュテットナー (Stettner, Adam) の寄宿制兼通学制の聾学校である。WPI 関係者の勧めで 1878 年 1 月 14 日に開設。一家の協力で運営され順調に発展するが、WPI と方針の違いで 1883 年 に後援を撤回され、翌年廃校となる。1883 年 10 月 15 日には、WPI が選抜した市内公立学校ドイツ語教員ビナー (Binner, Paul) 校長により、WPI 経営の通学制聾学校がミルウォーキー市の公立学校制度として開設され、WPI 第二のモデル校となる。WPI による教員養成の実習校でもあり、1885 年法により市に移管される。Spencer、R. C. (1893): ibid., 8-11. Spencer, R. C. (1895): ibid., 132.
- 31) 第二州立校を口話法専用とする案, 学校在籍の聾児に定額の州補助をするポール (Paul, G. H.) 上院議員案 (通過せず), スミス・ラスク (Rusk, J. M.) 両知事の支援. ミルウォーキー市政はドイツ人移民が支配していたが, 同委員会は, WPI の通学制学校案を強く支持した. Spencer, R. C. (1893): ibid., 9-11.
- 32) この趣意書には明記されていないが、家庭での生活は、家庭生活での経験が後の社会適応のうえで貴重な要素となることをも意味している. 後にスペンサーWPI 理事長は、家庭とコミュニティ生活で経験される正常な関係が、後に社会の一員としての有能さと価値を促進し、聾者の幸福を増進することを指摘する. Spencer, R. C. (1893): ibid., 6-7. Spencer, R. C. (1895): 134-135.

- 33) 1870年の CAID で, ジレット校長は, 通学制学校 には新たなカーストが生まれると指摘している. 彼には, この問題の困難さが認識されていた. CAID, 7 (1870), 129.
- 34) ベルの要素は、19世紀アメリカの社会的、経済的 発展を支えるイデオロギーにみごとに合致して いる. 学校の地方分散と就学促進, 教育期にお ける聴児との部分的な共学による教育後の職業 的, 社会的関係への発展, 多様な進路, 社会適 応,州に対する倹約,親の心情充足,寄宿制学 校では得られない教育的利益, 早期教育, 教育 の個別化、学校と家庭の密接な協力関係、教師 による家庭への影響力行使, 遵法的で知性ある 良市民への育成と州富への還元化、無知への放 置による社会的不安への起因. また, スピーチ の可能性と促進, 聾児の実社会参加への願望, 先進国における口話法の動向 (Spencer, R. C. (1893): ibid., 11-19. Spencer, R. C. (1895): ibid., 132). なお, 安藤はすでに, ベルの提起が 社会防衛論を反映していたことを指摘してい る. 安藤房治 (1982): 前掲書, 30.
- 35) Spencer, R. C. (1893): ibid., 19-21.
- 36) 1868 年の第一回アメリカ聾学校校長会議における口話法導入決議, 1880 年ミラノでの国際聾教員会議における口話法優先決議 (Bell, A. G. (1896): Growth of the Oral Method of Instructing the Deaf. 11, 16). また,ベルによれば、口話法による学習者は国内全体では9パーセントだが、ニューイングランドに限れば半数近くに指導されていた (Spencer, R. C. (1893): ibid., 17). ペンシルベニア校における口話法の導入と基本法としての発展については Crouter, A. L. E. (1900): Changes of Method in the Pennsylvania Institution for the Deaf and Dumb. NEA, 39, 664-667. クローター校長は、口話法は成功可能な唯一の教育方法であるとする.
- 37) ニューヨークの有名な耳科医ゼグストン (Sexton, S.) は、倹約を理由として大都市公立学校の特別部門での聾児教育を主張している. AAD, 27 (2) [1882], 124. 荒川 (1970): 前掲書, 409-410.
- 38) Wesselius, S. (1901): ibid., NEA, 40, 870.
- 39) 「公式の発言のなかで、とくにウィスコンシンにおける通学制聾学校運動を嘆き悲しんでいる」と E. M.ガローデット (Gallaudet, Edward Miner 1837-1917) は言及した。第14回 CAID

- の議事録には、WPI のスペンサー理事長との激 越したやりとりが遺されている. Spencer, R. C. (1895): ibid., 138-139.
- 40) McGregor, R. P. (1893): Day Schools and Boarding-Schools for the Deaf. CAID, 13, 106-108. 第 14回 CAID (1899年) のハモンドの発言も参照. Fauth, B. L. & W. W. (1967): A Study of the Proceedings of the Convention of American Instructors of the Deaf 1850-1949, 170.
- 41) Fay, E. A. (1882): ibid., 182-187.
- 42) McGregor, R. P. (1893): ibid., 106-108.
- 43) Wesselius, S. (1901): ibid., 870-876. 1915 年の
 CAID では,通学制学校側は,寄宿制学校の対象児として,知的遅滞やサイン言語を習得した
 聾児を例示している. Fauth (1967): ibid., 170.
- 44) 1890 年センサスでは, 20 歳以下の聾者 19,975 人中就学者は 7,500 人にすぎない (NEA, 37 (1899), 1058). 通学制学校開設の地域的偏りも,不就学聾児が中西部に多かったためとされる (CAID, 7 (1870), 142). 北東部には, ボストン校のほかにニューヨークとボルティモアの私立校 (州費生) およびロードアイランドの州立通学制学校等があったから, 地域的偏りがあったとは直ちに断じえない.
- 45) 加藤康昭 (1974):前掲書,17. 救済的施設からの 脱皮も指摘している.
- 46) CAID, 13 (1893), 106. マックレガー校長は, 不就学の理由を親の無知, 無関心, 貧困と考えた. また, 親の都合による中途退学も各校に共通していた. 世紀末の通学制聾学校では, 一般児童と同じく第六学年で退学したという. 寄宿制では, 1920 年になっても中途退学が問題となっていて, 就学義務化が望まれていた. Spencer, R. C. (1895), 135. AAD, 65 [1920], 376. CAID, 7 (1870), 126.
- 47) Fuller, S. (1893): The Horace Mann School, 33. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2.
- 48) 上野益雄 (1990): 19 世紀アメリカ聾教育史における宗教. 心身障害学研究, 14 (2), 27-37.
- 49) シカゴ校創設時の根拠を参照.
- 50) Fay, G. O. (1887): ibid., 225.
- 51) Talbot, B. (1893): Hindrances to a Perfect Family Life in an Institution. CAID, 13, 174-177. Robinson, W. (1893): CAID, 13, 177-180.
- 52) Fuller, S. (1893): Day-Schools for the Deaf.

- CAID, 13, 102-105.
- 53) Wesselius, S. (1901): ibid., 870-871. 古くからの 口話法主義者, ギャレットは, 一般児童と同じ 扱い方が, 社会適応を確立させるという (Garrett, M. S. (1897): ibid., 1033-1034).
- 54) Hart, H. H. (1906): Report of the Committee of Children. Proceedings of National Conference of Charities and Correctiou (NCCC), 33, 88.
- 55) Dickinson, J. W.の発言は, Fuller, S. (1893), 23. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2. Jack, F. M. (1907): Wisconsin Believes in Public Day Schools for the Deaf. NEA, 45, 989-990. 彼らは, 民衆のための「民主主義的」な公立学校と同じ目的を聾児に適用した. ミルウォーキーのパース教育長は「正常」児への近似に異常性の減少を付け加える(NEA, 45 [1907], 113-114). 寄宿制学校における聾児の非社会的存在化と特定職種準備教育は, 彼らの信念に反するものであっただろう. また, 聾児の「正常」化と並行して, 聾(障害児)教育の公立学校教育への貢献や連続性が主張されはじめる. 公立学校における障害児と周辺群の顕在化も関連しているであろう.
- 56) Van Adestine, G. (1908): NEA, 46, 1149. 「正常」 児への近似は口話法支持者により唱和され, 寄 宿制学校では, 自治と勤勉への育成という旧来 の目標を掲げつづける (Fay, E. A. (1882): ibid., 184). G. O.フェイが示す将来像は, アメリカ市民のすべての役割を果たすことができ, 聴者の仲間として資格をもつことができる, と 目標の現代化が図られている (Fay, G. O. (1887): ibid, 227).
- 57) Fuller, S. (1893): The Horace Mann School, 35. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2.
- 58) ミルウォーキー校の親の会は,年に数回開催され, 教師と家庭の関係を密にすることも目的とした (Spencer, R. C. (1899): NEA, 37, 1057. Spencer, R. C. (1893): ibid., CAID, 14, 134. Wettstein, (1904): ibid.,5). 教員がオーガナイズする対象は,下層の移民家庭であった (Wesselius, S. (1901): ibid., 873-874). 教育によって,家庭と聾児を同時に改善しようとする考え方は,すでにピッツバーグ校創設時にあった(CAID, 7 (1870), 125-126を参照). 学校による家庭の把握については,フラーも重視している(Fuller, S. (1893): ibid., 104). 同時期に

怠学に関連して家庭機能限界論が主張されている. しかし, 強力なセンターとして学校の補助的役割が強調される (Hiser, P. N. (1901): Compulsory Education in Its Relation to the Charity Problem., NCCC, 27, (1901), 284-285. Brown, C. S. (1901): NEA, 40, 888-889) . まさにプログレッシビズムの論理であった.

- 59) クラーク校以前の口話法による指導については, 荒川 (1970), 297-298, 358-359 および Clarke Institution for Deaf-Mute [1893], 9, 12-13. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2 参照.
- 60) ハバードは、メイフラワー号で来米した先祖をもつ富裕な法律家で事業家だった. プロビデンス (ロードアイランド州)の Henry Lippitt は製造業と銀行を営み、1875年には州知事となる. アメリカロ話法の需要者と教員は、伝統的聾教育とは無縁な人々だった. Lane、H. (1984): ibid.、317、449-450.
- 61) ボルティモアの例を示す. 1880 年に州議会に補助 を要請する際の請願者 51 名の職業は, 商業 19, 金融業 10, 製造業 2, 運輸業 1, 建築業 1, 専門 職 4, 公益 2 などであった. Knapp, W. A. (1893): F. Knapp's Institute. In Fay, E. A.: ibid., vol. 3.
- 62) Garrett, M. S. (1897): ibid., 1033-1034. 聾児と実 社会とのコミュニケーションは, 寄宿制学校側 では主たる目的ではないが, 口話法主義者には 最大の目的と考えられた (Lane, H. (1893): ibid., 365).
- 63) Spencer, R. C. (1893): ibid., 30. In Fay, E. A. (1893): ibid., vol. 3. 一般社会適応論には,ボストンのシーバー (Seaver, E. P.) 教育長のような,ベルと類似した優生学的遺伝の意図もあった. Fuller, S. (1893), 26. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2.
- 64) Fuller, S. (1893): ibid., 23, 33. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2.
- 65) 同化の具体例は、シュテットナー校および WPI の運営におけるドイツ語から英語への転換、ニューヨーク校のユダヤ系ドイツ人聾学校における一般への開放.
- 66) プログレッシブにとって言語は社会的道具であり、他者との感情・経験・思想を分有する社会性が重視される(J.デューイ、児玉三夫訳(1956): 教育信条.春秋社、153. J.デューイ、宮原誠一

- 訳 (1950): 学校と社会. 春秋社, 38). カッツは プログレッシブの一特徴として, 階層的基盤を 指摘する. 家柄を誇り, 専門職に就いていた彼 らは, 都市改革を志向しており, 妨害要素と考 えた移民および労働運動に敵対したとする. Katz, B. M. (1975): Class, Bureaucracy, and Schools. Prager Publishing. 115.
- 67) 大都市には、多数の聾児だけでなく、深刻な社会問題と改革の担い手が存在した.
- 68) 市内交通機関の整備も,通学制学校普及の無視できない要素であった.
- 69) Adams, M. E. (1910): The Deaf Schools, Day and Institutional. NEA, 48, 1039-1043.
- 70) 倹約による受益者は州であったから,通学制学校の開設計画は,州議会に対して「強力に訴える力」(Wesselius, S. (1901), ibid., 870.) になったのである. 他方各自治体には,学校・教室備品等は新規負担になった. 通学制の経費は,寄宿制の半分, 聴児の教育の2倍の経費を要した(McGregor, R. P. (1893): ibid., CAID, 13, 106-107.
- 71) Wesselius, S. (1901): ibid., 872. クラーク校は,元来言語習得後に失聴し,残存聴力がある児童を対象とした. 19世紀末のシンシナティの通学制学校では,入学数 44 名のうち, 26 名は先天聾,6 が半啞,12 が半聾であり,20世紀はじめのミルウォーキー校では,60 名中23 人は全聾,18 人は若干聞こえる,8 人は母音のみ,11 人は大声なら聞こえる生徒だった. なお,9 人は言語獲得後の失聴である. Osborn, V. A. (1893): The Cincinnati Oral School. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2. Wettstein, F. (1904): ibid., 4.
- 72) 生徒 1 万 4 千人中 1 万 1 千人にスピーチの指導をしている. Wheeler, F. R. (1920): ibid., 373.
- 73) 精神薄弱の聾児は、寄宿制学校では 1850年の第一回聾学校教員会議から対象外とされたが、口話法学校では、規定上も運用上も初期から一貫して施設対象と考えられた。この措置の教育的、社会的意味については、前者では自立困難のため、後者では口話法習得困難のためとひとまず解釈できるが、あらゆる障害を含めた総合的な理解が必要なので今後検討する。結語参照、AAD [1850]、28. AAD, 17 [1872]、183. ミシガン州は NEA、40 [1901]、871. ボストンはBoston City of School Committee, AR (1905)、

- Boston City of School Committee, AR (1905), 13. シカゴはNEA, 46 [1908], 1126. ミルウォーキーはCAID, 20 [1915], 109 参照.
- 74) 1875 年の調査では、シカゴでは 6—21 歳までの就学者数 102,555 人のうち公立学校へは 49,121 人, 私立および教区校へは 2万人, ボストンでは 5—15 歳児 60,255 人のうち公立学校へは 55,390 人,シンシナティでは 5—15 歳児 63,998 人のうち 30,877 人が公立学校、私立および教区校へは 16,454 人が就学していた(Report of the (U. S.) Commissioner (1875), ibid., 558-559). ピッツバーグでは 1860 年には初等学校児童の70パーセントが就学していた(Schumacher, C. S. (1977): School Attendance in Nineteenth Century Pittsburgh. UMI, 12). 各地では、rate bill の廃止や無料教育の実施、非宗派的教育、教育行政の整備が進行しつつあった.
- 75) 特殊学校では多くの教員が専門教育をうけていなかった(Campbell, M. R. (1901): Extracts from a Recent Investigation in Sociology. NEA, 44, 911. Adams, A. C. (1908): The Education of the Blind Child with the Seeing Child in the Public Schools. NEA, 46, 1138). また,寄宿制学校では聾の教師が4割以上いた(Wheeler, F. R. (1920): ibid., 375).
- 76) 通学制による聾児への義務教育の拡大, 地方教育 委員会による必要な設備の義務的用意が主張さ れる (Wesselius, S. (1901): ibid., 872, 874).
- 77) 親の団体は, 1894年ごろのボストンを初例として, 20世紀初頭には10都市で結成された. Best, H. (1914): ibid., 110.
- 78) ミルウォーキーの例が一般的と考えてよい. Pearse, C. G. (1907): Schools for the Defevtives in Connection with the Public Schools. NEA, 45, 114.
- 79) ボルティモアの私立 F. Knapp 校では共学に積極 的で, 年齢と能力に応じて, 習字・描画などで, 可能なかぎり聴児と一緒にさせた. Knapp, W.

- A. (1893): ibid., 11-12. In Fay, E. A.: ibid., vol. 3.
- 80) Pearse, C. G. (1907): The Separation of Physically and Mentally Defective Children from the Regular School. NEA, 45, 321.
- 81) Wesselius, S. (1901): ibid., 875.
- 82) 通学制学校における自宅外生徒の割合は意外に多く,通学制理念および学校機能の肥大から問題になる (Gordon, R. C. (1885): Deaf-Mutes and the Public Schools from 1815 to the Present Day. AAD, 30, 141). また,通学制として開設された聾学校に,寄宿制を併設するという逆転現象が世紀末にあらわれたことも指摘しておく(Richards, L. Del (1893): The Rhode Island Institute for the Deaf. In Fay, E. A.: ibid., vol. 2.).
- 83) 盲の通学制学校については加藤康昭(1972): 盲教育史序説. 東峰書房, 205-216 を参照.
- 84) Hiser, P. N. (1901): ibid., 284-285. Brown, C. S. (1901): The Public Schol as a Social Center. NEA, 40, 889.
- 85) 一部都市に開設された肢体不自由学校(学級)では、校外の社会資源の援助に基づく新しい機能が不可欠だった。中村満紀男(1990):肢体不自由病院における教育の展開—20世紀初頭のニューヨーク州立児童整形外科病院を中心に一、秋田大学教育学部研究紀要(教育科学)、41、24-29.
- 86) A. G.ベルのように, 通学制学校を聾児と同様の 論理で盲児や精神薄弱児にも適用し, 大教育運 動をはじめるべきと考える立場もあった (Bell, A. G. (1899): The Closing Address. NEA, 37, 1058-1059). 同化論は他の障害児およびその周 辺群に適用され, 精神薄弱群には移民制限論 (restriction) 的な思想が活用されたと思われる.

-1990.9.17. 受稿, 1991.2.23. 受理-

Jap. J. Spec. Educ., 29 (1), 23-37, 1991.

The Establishment of Day Schools for Deaf Children: The Latter Half of the 19th Century in the United States

Makio NAKAMURA

College of Education, Akita University
(Akita-Shi, 010)

The purpose of the present study was to clarify the process and meaning of the establishment of day schools for deaf children in the latter half of the nineteenth century in the United States. This process is related to many management problems of old institutions for deaf children and to social development in the postbellum period in the United States. Day schools originated, first, because of an increase in educational opportunities for deaf children of the lower classes, and second, because of the introduction of the oral method for upper class deaf children. Institutions agreed to this plan with many restrictions. Because day schools in the 1880s combined home life with the oral method, they were founded in smaller community and were opposed to life in institutions and to the manual method. The philosophy of day schools consisted of life with a family, education in the public school system, and speech by the oral method. These ideas suited parents' wishes to live with their deaf child, to have their deaf child be like "normal" children, and to assist their deaf child to conform to the ways of the world. Middle and upper class families could enjoy these, but lower class families did not have the pleasant home environment requisite attaining them. These ideas blended with the general ideology of Americanization or assimilation that was directed by urban businessmen and professionals which might have functioned to prevent social disorder at the end of the nineteenth century and which resulted in the formation of a new order in accordance with Progressivism.

Key Words: day schools, oral method, Progressivism, public education, nineteenth century, United States